

職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における公表の運用の廃止について（お知らせ）

本日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、令和4年8月9日から適用しておりました下記運用を廃止しましたので、お知らせします。

記

1 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における公表の運用

原則として公表しない。

ただし、クラスターの発生が疑われる場合や住民サービスに影響を及ぼす場合その他住民への周知が必要と判断する場合は、組合ホームページへの掲載及び石巻記者クラブへ情報提供を行うものとする。

令和5年5月8日

総務企画課